

|      |                    |      |    |                 |
|------|--------------------|------|----|-----------------|
| 文書番号 | 会員 01 Ver.01.01.01 | 会員規約 | 制定 | 2009 年 2 月 19 日 |
| 主管   | 総務担当理事             |      | 改訂 |                 |

## (目的)

第1条 本規程は、当学会定款第8条の定めにより会員の入会金及び会費を定めるとともに、入退会及び会員の権利義務等の会員に関する諸事項を定めるものである。

## (会員種別)

第2条 当学会の会員は、次の4種とする。

## 一 正会員

G I Sの研究あるいは実務に携わり当学会の目的に賛同して入会した個人

## 二 学生会員

G I Sの研究に関心のある学生(大学院生を含む。ただし、社会人大学院生を含まない。)等で当学会の目的に賛同して入会した個人

## 三 賛助会員

当学会の目的に賛同して入会し、当学会の事業を援助する団体

## 四 名誉会員

G I Sの研究又は当学会に対する功績が特に顕著であり理事会で名誉会員と認められた個人

## (入会)

第3条 当学会に入会を希望する個人又は団体は別に定める「(会員 01 - 記録 01 または会員 01 - 記録 02) 入会申込書」を会長宛に提出しなければならない。

2 理事会は社員総会が別に定める「(会員 02) 会員資格基準」により、入会の可否を決定し、これを入会を申し込んだ個人又は団体に通知するものとする。

3 第4条に定める入会金及び年会費の納入日を入会日とする。

## (入会金及び年会費)

第4条 正会員、学生会員、賛助会員の入会金及び年会費を次のとおりとする。

一 正会員 年会費 7,000 円 入会金 なし

二 学生会員 年会費 3,000 円 入会金 なし

## 三 賛助会員(一般企業)

年会費 1 口 50,000 円 入会金 200,000 円

## 四 賛助会員(財団法人、非営利法人、NPO等)

年会費 50,000 円 入会金 なし

## 五 賛助会員(政府関係機関、自治体等)

年会費 10,000 円 入会金 なし

六 名誉会員 年会費 なし 入会金 なし

|      |                    |      |    |                 |
|------|--------------------|------|----|-----------------|
| 文書番号 | 会員 01 Ver.01.01.01 | 会員規約 | 制定 | 2009 年 2 月 19 日 |
| 主管   | 総務担当理事             |      | 改訂 |                 |

2 入会を申し込んだ個人又は団体は、前条第 2 項の理事会からの入会を可とする通知を受けた後、速やかに入会金及び入会した年度の年会費を納入しなければならない。

3 会員は、当学会から年会費の納入依頼の通知があった場合、期限までに年会費を納入しなければならない。

4 会員は、正当な理由なく年会費を継続して 2 年度分滞納した場合、会員資格を喪失するものとする。この場合でも、滞納した年会費の納入義務は免除されない。

#### （会員種別の変更）

第 5 条 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、継続して正会員となることを希望する場合は、別に定める「( 会員 01 - 記録 03 ) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。変更届けの提出がなかった場合は、卒業、課程修了、退学等の時点で自動的に退会したものとする。

2 卒業、課程修了、退学等により学生会員の資格を失う予定の者で、進学等により学生会員資格を得る予定の者は、別に定める「( 会員 01 - 記録 03 ) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。

3 学生会員が正会員となる場合は、年会費の差額を納入しなければならない。差額の納入日を会員種別変更日とする。

4 学生会員が正会員となる場合で、卒業、課程修了、退学等の時期が 1 月～ 3 月の場合は当該年度の年会費の差額の納入を免除し、翌年度から正会員とし、正会員の年会費を納入するものとする。

5 正会員が学生会員の資格を得て学生会員になることを希望する場合は、「( 会員 01 - 記録 03 ) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。正会員から学生会員になった場合は、正会員と学生会員の年会費の差額は返還しない。

#### （会員登録情報の変更）

第 6 条 会員は、当学会から会員への郵便物、電子メール等の送付を確実にするために、所属、連絡先等の変更の場合は、別に定める「( 会員 01 - 記録 03 または会員 01 - 記録 04 ) 会員変更届け」で変更を会長宛に提出するものとする。変更届けの提出がなく一定期間の間連絡が取れない場合は、当学会が会員への郵便物、電子メール等の送付を中止しても異議を述べないものとする。

|      |                    |      |    |                 |
|------|--------------------|------|----|-----------------|
| 文書番号 | 会員 01 Ver.01.01.01 | 会員規約 | 制定 | 2009 年 2 月 19 日 |
| 主管   | 総務担当理事             |      | 改訂 |                 |

## ( 退会 )

第 6 条 会員が退会しようとする場合は、別に定める「( 会員 01 - 記録 05 または会員 01 - 記録 06 ) 退会届」を会長宛に提出するものとする。

2 退会しようとする会員は、未納の年会費等がある場合は、これを納入しなければならない。

3 当学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、年会費その他の拠出金品を返還しない。

## ( 会員資格の喪失 )

第 7 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき。
- 二 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 三 正当な理由なく会費を継続して 2 年度分滞納したとき。
- 四 定款の定めにより除名されたとき。
- 五 学生会員が第 5 条第 1 項、第 2 項の手続をしないで、卒業、課程修了もしくは退学したとき。
- 六 退会の期日は、一号にあっては届出日とし、二～五号にあっては当学会において処分決定の一部として定めた退会日とする。

## ( 学会刊行物の送付等 )

第 8 条 当学会は、次の学会刊行物を会員に送付または頒布する。

## 一 学会刊行物の無償送付

| 刊行物名                            | 送付部数                |                    |       |      |
|---------------------------------|---------------------|--------------------|-------|------|
|                                 | 正会員<br>学生会員<br>名誉会員 | 賛助会員               |       |      |
|                                 |                     | 一般企業<br>( 1 口当たり ) | 財団法人等 | 自治体等 |
| 論文集『GIS - 理論と応用 - 』( 年 2 回発行 )  | 1 冊                 | 3 冊                | 3 冊   | 1 冊  |
| ニューズレター ( 年 4 回発行 )             | 1 部                 | 5 部                | 5 部   | 1 部  |
| 梗概集『地理情報システム学会講演論文集』( 年 1 回発行 ) | -                   | 1 部                | 1 部   | 1 部  |

## 二 電子メールによるメールニュースの無償送付 ( 希望者のみ )

2 学会刊行物の無償送付は、各会員があらかじめ登録した 1 箇所の住所へ送付するものとする。  
なお、送付先が日本国外の場合は実費相当を年会費に加算して納付があった場合に送付する。

## ( 会員の学会活動への参加 )

第 9 条 会員は次の学会活動を行うことができる。

|      |                    |      |    |                 |
|------|--------------------|------|----|-----------------|
| 文書番号 | 会員 01 Ver.01.01.01 | 会員規約 | 制定 | 2009 年 2 月 19 日 |
| 主管   | 総務担当理事             |      | 改訂 |                 |

- 一 研究発表大会（年 1 回開催）で発表すること
- 二 委員会活動に参加すること
- 三 支部活動に参加すること
- 四 分科会（SIG）に参加すること
- 五 以上のほか、当学会が実施する研究活動、行事等に参加すること

（入会紹介者がある場合の研究発表大会の参加費免除）

第 10 条 会員が入会者（正会員または学生会員）を紹介した場合、当該紹介者と入会者は 1 回の研究発表大会の参加費が免除される。ただし、紹介会員が会費未納の場合は免除されない。

2 研究発表大会の 1 か月前までに入会した場合はその年度の研究発表大会の参加費が無料となり、それ以降に入会した場合は次年度の研究発表大会に適用される。

3 参加費の免除を受けようとする場合は、入会申込書に紹介者の氏名及び会員番号を記入しなければならない。

（学会運営に関する会員の権利）

第 11 条 正会員は、定款の定めにより、代議員選挙の選挙権及び被選挙権を有する。

2 正会員は、定款の定めにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を当学会に対して行使することができる。

- 一 法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- 二 法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- 三 法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- 四 法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- 五 法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- 六 法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- 七 法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- 八 法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（会員の義務）

第 11 条 会員は、当学会から提供された会員としての権利を第三者に譲渡できない。

2 会員は、会員番号・パスワード（会員識別情報）を自ら管理しなければならない。

3 会員自らの責により不正に会員識別情報が使用され、損害が生じた場合、当学会は責任を負わない。

附則

1. この規程の改廃は、一般社団・財団法人法第 44 条に定める場合を除き、総務担当理事の上申に基

|      |                    |      |    |                 |
|------|--------------------|------|----|-----------------|
| 文書番号 | 会員 01 Ver.01.01.01 | 会員規約 | 制定 | 2009 年 2 月 19 日 |
| 主管   | 総務担当理事             |      | 改訂 |                 |

づき、社員総会の議決を得て行うものとする。

2．この規程は、2009 年 2 月 20 日から施行する。

3．当学会が事業継承した任意団体の地理情報システム学会の 2008 年度までの年会費を 2009 年 1 月 16 日までに完納し、移行会員となったものの 2008 年度会費及び入会金については、納入を免除する。

以下余白